

金銭登録機のリース契約に係る入札仕様書

この仕様書は、鹿児島市（以下「発注者」という。）が設置する金銭登録機のリース契約に係る必要な事項を定めたものである。以下、金銭登録機とは、本契約によって設置する金銭登録機のことである。

- 1 件名
金銭登録機リース契約
- 2 業務概要
窓口用金銭登録機のリース
- 3 賃貸借期間
令和6年6月1日から令和11年5月31日まで（60月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- 4 契約の内容
（1）機器のリース（別紙1『機器仕様書』のとおり）
（2）機器の導入・設置
（3）本リース契約満了後の機器の撤去
- 5 設置場所
鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所別館2階 資産税課
- 6 入札について
（1）入札価格
リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1月分のリース料金を見積もることとする。ただし、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこととする。
なお、リース料には、設定料、出張料、送料などの導入及び設置に係る経費、部品料、機器の撤去費、リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料など、必要な経費を全て見込むこと。リース期間満了後の物件は返還するものとする。
- 7 契約の締結
（1）リース料
入札により決定したリース料とする。
（2）契約締結
落札業者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）から、落札決定通知書を受けた日から5日以内に、発注者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。また、鹿児島市契約規則（以下「規則」という。）第25条の規定に基づく契約保証金を納めること。ただし、規則第26条各号のいずれかに該当した時は当該保証金を免除する。
（3）動産総合保険への加入
規則第59条の規定に基づき、受注者は、契約締結後、自らの負担で、発注者が賃借

する機器を対象とする動産総合保険を締結することとし、保険契約締結後直ちに発注者に当該保険証書を提出すること。

9 リース料金の支払い

- (1) 受注者は、発注者に対し、当該月のリース料の請求を翌月10日までに行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者の請求を正当と認め、これを受領した日から30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。

10 共通事項

- (1) 受注者は、落札決定後7日以内に、機器の「納入計画書」を作成し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、落札決定後、必要に応じ電源工事や導入設置作業を発注者と別途協議した上で実施すること。
- (3) 本仕様書に記載が無い場合でも、機器等の正常な動作に必要な部品や設定作業などがある場合は、受注者が適宜付加すること。
- (4) 受注者は、機器の据付調整完了後速やかに、職員に対して導入研修を実施すること。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは研修を行わないことができる。
- (5) 保証期間がある場合、保証期間内の不具合等については、迅速な対応をとること。故障の際は、受注者もしくは受注者が指名した業者が発注者と連携して対応すること。

11 その他

契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。